

平成 28 年度 所得税確定申告書(住宅ローン特別控除)・贈与税申告書 作成及び申告申込書

仁科忠二郎税理士事務所
税理士 仁科 忠二郎 殿

平成 年 月 日

郵便番号
住 所
申告書氏名

印

平成 28 年度について下記申告書の作成及び申告を申し込みます。

所得税確定申告（住宅ローン控除）
住宅資金等の贈与税の申告
相続時精算課税の贈与税の申告

お申込みの申告に✓をお願いいたします。

申告に際し、貴事務所ホームページ上「各申告の注意点」および「個人情報の取り扱いについて」に同意のうえ、以下のとおり申告に必要な情報を記載します。

1. 還付先口座

フリガナ	口座名義		
銀行名		支店名	
種 目	普通・当座	口座番号	

申告者本人のものをご記入ください

2. 電子申告利用者識別番号

利用者識別番号	
パスワード	

注意事項

- 既に取得済みの場合のみご記入ください。
- 利用者識別番号を取得されていない場合、当事務所にて新規取得しますので、未記入で結構です。
- 新規取得した利用者識別番号およびパスワードは、申告が終了した際に通知します。

3. 個人番号（マイナンバー）の提供のお願い

個人番号（マイナンバー）について、法令に基づく義務（税務手続き等）を履行するため、貴殿の個人番号を確認できる書類等の提供をお願いしております。

次頁の『個人番号（マイナンバー）の提出用紙』に本人と扶養親族のマイナンバーをご記入下さい。

『通知カード貼付欄』には、本人通知カード写しと身分証明書等本人確認書類を貼付ください。

確定申告終了時には、申告書と共にマイナンバー関係書類は返却いたします。 以上

個人番号(マイナンバー)の提出用紙

[提出者]

住所	
氏名	

[本人]

氏名	マイナンバー			

[扶養親族] あり・なし (「あり」と答えた方は以下の記入もお願いします)

氏名	扶養親族 マイナンバー			

通知カード貼付欄

本人 通知カード 写し

本人確認書類(身分証明書等)

特定個人情報の外部委託に関する合意書

_____ (以下「甲」という。)と、仁科忠二郎税理士事務所(以下「乙」という。)とは、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「番号法」という。)に基づき、甲が乙に開示又は提供する特定個人情報の取り扱いについて、以下の通り合意する。

(目的)

第1条 本合意書は、甲乙間の業務委嘱契約に基づき、甲が乙に開示又は提供する特定個人情報の取り扱いについて定めることを目的とする。

(定義)

第2条 個人情報とは、甲から乙に開示又は提供される個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、住所、生年月日その他の記述又は画像もしくは音声により当該個人を識別できるもの(他の情報と容易に照合することによって当該個人を識別することができるものを含む。)をいい、その開示又は提供媒体を問わない。

2. 個人番号とは、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもの(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。以下同じ。)をいう。

3. 特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(特定個人情報の適切な取扱い)

第3条 乙は、特定個人情報を甲の機密事項としてその保護に努め、これを適法かつ適切に管理・取り扱うものとする。

(目的外利用の禁止)

第4条 乙は、特定個人情報を、本件業務の遂行のためにのみ利用するものとし、番号法により例外的取扱いができる場合を除き、その他の目的には利用しないものとする。

(第三者への非開示等)

第5条 乙は、特定個人情報を、両当事者以外の第三者に開示又は漏洩しないものとする。

2. 乙は、特定個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して、合理的な安全管理措置を講じるものとする。

(特定個人情報の持出し)

第6条 乙は、特定個人情報の記録された磁気媒体等又は書類等を持ち出す場合は、安全管理措置を講じるものとする。

(従事者に対する監督・教育)

第7条 乙は、従業者が特定個人情報を取り扱うにあたり、必要かつ適切な監督を行うものとする。

2. 乙は、従業者に対し、特定個人情報の適正な取扱い周知徹底するとともに適切な教育を行うものとする。

(再委託)

第8条 乙は、本件業務を、甲の許諾を得た場合に限り第三者に再委託できるものとする。

2. 乙は、甲の許諾を得て第三者に本件業務を再委託する場合においても、当該第三者に対し本合意書と同様の義務を課すものとし、当該第三者の行為につき、甲に対し当該第三者と連帯して責めを負うものとする。

(管理状況の報告・調査)

第9条 乙は、本件業務の状況について甲の求めに応じ報告しなければならない。

2. 甲は、本件業務の状況を調査することができる。

(事故発生時の措置)

第10条 乙は、万が一特定個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生した場合には、直ちに甲に通知するとともに、当該事故による損害を最小限にとどめるために必要な措置を、自らの責任と負担で講じるものとする。

2. 前項の場合には、乙は、発生した事故の再発を防ぐため、その防止策を検討し、甲と協議の上決定した防止策を、自らの責任と負担で講じるものとする。

3. 万が一、乙において特定個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生し、甲が第三者より請求を受け、また第三者との間で紛争が生じた場合には、乙は甲の指示に基づき、自らの責任と負担でこれに対処するものとする。この場合、甲が損害を被った場合には、甲は乙に対して当該損害の賠償を請求できるものとする。

(特定個人情報の削除・廃棄)

第11条 乙は、甲からの本件業務の委託にかかる特定個人情報の登録が終了したときは、速やかに甲から提供された特定個人情報記載の複製物を削除・廃棄またはその他の処分をするものとする。

2. 乙は、甲からの本件業務の委託が終了したときは、速やかに甲から提供された特定個人情報記載の複製物および特定個人情報に係る登録データを削除・廃棄またはその他の処分をするものとする。

3. 乙は、前各項の処理後、「削除・廃棄証明書」を発行するものとする。

(協議)

第12条 乙は、本契約又はガイドラインに定めのない事項又は解釈の疑義が生じた場合は、甲及び乙が別途協議のうえ円満に解決するものとする。

(有効期間・解約)

第13条 本契約の有効期間は、本契約締結日から起算して1年とし、甲より書面による更新しない旨の申し出がない場合、本契約の有効期間は自動的に1年間更新され、以後も同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、双方協議により本契約を解約できる。

上記合意の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住所：

会社名：

(個人の場合は不要)

代表取締役氏名：

(個人の場合は本人氏名)

印

乙 東京都大田区蒲田本町二丁目4 - 2 アクシード蒲田本町5F

仁科忠二郎税理士事務所

税理士 仁科 忠二郎

印